

八千代市庁舎整備基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 八千代市庁舎整備基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、市庁舎整備に関する事項について検討・協議するため、八千代市庁舎整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議・検討し、その結果を市長に提言するものとする。

- (1) 市庁舎整備に係る基本計画の策定に関すること。
- (2) その他市庁舎整備について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内の公共的団体等の代表者又は構成員
- (3) 一般公募による市民
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失うものとし、新たに要件を満たす者が委員となるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて会議への委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、庁舎総合整備課において所管する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成30年4月17日から施行し、平成31年3月31日に、その効力を失う。